

令和7年度軽米町「地域おこし協力隊」募集要項

1 目的

本町は、岩手県の北端に位置し、東は洋野町、南は久慈市と九戸村、西には二戸市、北は青森県八戸市、南部町、階上町に接しています。

八戸自動車道で、青森県八戸市までは20分(約20km)、盛岡市までは1時間15分(約100km)と有利な交通条件を活用し、自然と歴史・文化資源を活かし暮らしにゆとりと豊かさが実感できる地域社会を目指しています。

しかし、本町も若者の流出による少子高齢化の進行により、人口減少とともに地域力の低下が見られ、地域力の維持・強化を図るための担い手となる人材の確保が重要な課題となっています。

そこで、地域の新たな担い手として、都市地域から意欲ある人材を積極的に受け入れ、外部の新たな視点や発想により軽米町の地域資源を再発見し、地域活性化や新たな産業の創出等を図るため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

2 活動内容、募集人員

地域住民や関係団体、行政や第三セクター等と連携・協力し、下記の活動を行っていただく隊員を募集します。(応募段階において、希望する活動を選択していただきます。)

No	活 動 内 容 等	募集人数
1	馬産地活性化プロジェクト～歴史ある馬産振興地の継承～ 軽米町では古くから馬産振興地としての歴史があります。基幹産業である農畜産業に携わる人材を育成して、馬を使用したイベント等の実施で地域活性化を目指す取組みを推進する人材を求めています。 貴重な地域資源である馬を有効に活用し、将来にわたって活力あるまちにするため、伝統ある「馬産地軽米」の継承に、意欲ある後継者を募集しています。 ■活動内容(予定) うましよう ・馬飼養農家で繁殖及び飼養管理、粗飼料生産について学習 ・馬産地軽米の継承、馬に関する歴史や知識等を周知及び学習 ・馬を使用した各種イベントへの参加支援 ・その他馬産振興に関すること など ■勤務場所 うましよう 馬飼養農家 ■雇用形態 委託型隊員(個人事業主)※予定 ■報酬等 月額 260,000 円 (手当等を含む) (ご自身で国民健康保険・国民年金に加入いただきます。)	若干名

2	地域農業の担い手育成プロジェクト ～町内農家で技術を習得し任期終了後の就農を目指す～ 軽米町では農業を基幹産業と位置付け、これまで工芸作物（ホップ・たばこ）、雑穀、畜産・酪農、野菜、果樹、水稻などの多品種を組み合わせた振興を図ってきました。 しかし、今後の農林畜産業の発展のため、そこで町民を募集します。 募集は終了しました ■活動内容（予定） ・町特産の農作物の生産、技術取得など （例えば、ホップ農家や雑穀生産農家での研修、就農までの支援） ・その他、地域の活性化、魅力の発信 など ■勤務場所 町内農家 ■雇用形態 委託型隊員（個人事業主）※予定 ■報酬等 月額 260,000 円 （手当等を含む） （ご自身で国民健康保険・国民年金に加入いただきます。）	若干名
3	移住・交流促進プロジェクト ～移住の推進と交流人口の拡大を！～ 少子高齢化や若者の町外流出により、軽米町の人口は減少を続けています。豊かな自然や美しい景色、魅力ある伝統文化や各種資源を後世に引き継いでいくためには、1人1人、移住を推進し人口減少を食い止める必要があります。 に興味を持つ移住者目線 募集は終了しました した交流人口の拡大を進めてくれる隊員を募集します。 ■活動内容（例） ・首都圏等で開催される移住・交流イベントへの参加 ・空き家調査や移住検討者の相談対応など、移住促進に関する業務 ・SNS等を活用した地域の魅力発信 ・交流人口の創出を目的としたイベントの開催 など ■勤務場所 役場政策推進課 ※予定 ■雇用形態 雇用型隊員（町の会計年度任用職員）	若干名

	■報酬等 月額 180,000 円～205,000 円（期末勤勉手当年 2 回、通勤手当あり） （この額から社会保険料の本人負担分や所得税等が控除されます。）	
4	「かるまいを元気に！」プロジェクト（隊員提案型） ～隊員の知識や経験を生かした町おこし～ 軽米町で挑戦してみたいこと、やってみたいことがある方、軽米町の課題解決に向けて活動したい方、これまで培ってきた知識や経験を存分に生かして、地域おこしをしてみませんか。テーマは設けません。「かるまい」を元気にする活動の企画提案をお待ちしています。 募集は終了しました ■活動内容（ ・ 町の特色 ・ スポーツ ■雇用形態 委託型隊員（個人事業主）※予定 ■報酬等 月額 260,000 円 （手当等を含む） （ご自身で国民健康保険・国民年金に加入いただきます。）	若干名

3 募集条件

- （1）年齢がおおむね 20 歳以上の方（農業の担い手については、おおむね 50 歳以下の方）
- （2）心身ともに健康で、住民と協力しながら意欲をもって活動に取り組み、地域活動に積極的に参加できる方。
- （3）申し込み時点で、3 大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎・山村・離島・半島などの条件不利地域を除く。）に居住し、採用後に軽米町に住民票を異動できる方
- （4）軽米町に 1 年以上の滞在を予定する方
- （5）地域の特性や風習などを尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができる方
- （6）普通自動車免許を所持し、実際に運転ができる方
- （7）日頃からパソコン、スマートフォンを使用している方
- （8）地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

4 雇用形態・期間

- （1）隊員の身分は軽米町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、下記により委嘱します。
 - ①雇用型隊員：地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
 - ②委託型隊員：委託先法人における雇用又は個人事業主等
- （2）委嘱期間は、任用の日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、活動に取り組む姿勢や成果等を勘案し、次年度以降更新し、最長 3 年まで期間を延長できるものとします。ただし、隊員として相応しくないと判断した場合は、期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

5 勤務条件等

(1) 報酬

①雇用型：会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年轻米町規則第2号）別表第1に規定する専門事務の範囲内とし、隊員の活動に応じて町長が定める。

②委託型：町と委託契約する受託団体又は個人事業主等から支払われます。

(2) 勤務時間・休暇等

①雇用型：勤務時間は午前9時00分から午後5時00分（休憩1時間含む）の週35時間で、週5日勤務を基本とします。

休暇は、年次休暇、夏季休暇等を規定に基づき取得が可能です。

活動内容により勤務日、時間等を変更する場合があります。休日に勤務があった場合は、振替休暇を取得していただきます。

②委託型：町と受託団体又は個人事業主等との協議の上、勤務日を決定します。

(3) 待遇・福利厚生

活動に係る経費（活動費）は、補助金として予算の範囲内で支給します。ただし、経費の認定は町で判断します。主に想定される経費は下記の通りです。

①住居費について

住居費は協議の上決定し、上限5万円まで活動費の対象とします。また、敷金・礼金についても活動費の対象とします。（上限あり）

ただし、生活備品、光熱水費は個人負担とします。

②車両及び燃料費について

活動に必要な車両はご自身で用意していただきます。ただし、車両の借上料については、活動費の対象とします。また、活動に係る燃料費は活動費の対象になります。

③研修費

事業や活動に必要な研修への参加や出張等を行う場合の交通費・宿泊費は、活動費の対象とします。ただし、飲食費は自己負担とします。

④消耗品費

事業や活動に必要な消耗品の購入は、活動費の対象とします。

⑤備品など

業務に使用するパソコンなどの事務機器や携帯電話、使用料は、活動費の対象とします。

⑥保険について

ア 雇用型隊員及び委託型隊員（受託団体）

町及び受託団体で社会保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

イ 委託型隊員（個人事業主）

ご自身で国民健康保険・国民年金に加入いただきます。

(4) その他

居住地における、地域活動には積極的に参加することとします。

6 申込手続

(1) 応募期間：採用決定まで随時募集

※定員に満たない場合は再募集を行います。

(2) 提出書類

- ①軽米町地域おこし協力隊応募用紙（写真添付）
- ②住民票の抄本
- ③運転免許証の写し

※提出いただいた書類は返却いたしません。

(3) 提出・お問い合わせ先

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85

軽米町役場 政策推進課移住交流担当

TEL 0195-46-2115（内線 205） メールアドレス seisaku@town.karumai.iwate.jp

7 選考方法

(1) 第 1 次選考

応募をもとに書類選考します。選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に、第 2 次選考（面接等）を行います。第 2 次選考の詳細については、第 1 次選考結果の通知の際に合格者の方にお知らせします。

(3) 最終選考結果

第 2 次選考結果は、対象者に通知します。